

公 告

元用賀県職員宿舎売却支援業務に係る事業予定者を決定するため、以下のとおり提案競技を実施する。

令和8年4月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 業務の概要

(1)業務名

元用賀県職員宿舎売却支援業務

(2)業務内容

元用賀県職員宿舎売却支援業務仕様書による。

(3)履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月12日(金)まで

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たし、知事の参加資格の確認を受けた者であること。

資格要件

- (1)法人格を有する者であること。
- (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3)地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人又はその他の使用人として使用する者でないこと。
- (4)消費税及び地方消費税について未納の税額(納期限が到来していないものを除く。)がない者であること。
- (5)島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (6)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。
- (7)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、島根県発注業務委託等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (8)提案競技に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ①親会社と子会社の関係にある場合
- ②親会社を同じくする子会社の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、①については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ①一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ②一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な入札が阻害されると認められる場合

- (9) 宅地建物取引業法(昭和27年6月10日法律第176号)第3条第1項の免許を受けていること。
- (10) 公告の日において、東京都内に宅地建物取引業法の規定に基づく主たる事務所又は従たる事務所を有する者であること。
- (11) 過去10年以内(平成28年4月から令和8年3月まで)に一売買契約につき6億円以上の土地、建物の売却に係る媒介、代理等を成約した実績(公的団体※が所有する土地又は建物に限る。)を5件以上有する者であること

※公的団体

国、地方公共団体及び法人税法(昭和40年3月31日法律第34号)別表第一、第二に規定される公共法人、公益法人

3 応募要領等の配布期間と方法

(1) 配布期間

令和8年4月16日(木)から令和8年6月1日(月) 午後5時まで

(2) 配布方法

島根県総務部管財課ホームページに応募要領等を掲載する。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/kanzai/>

なお、県担当課の窓口では資料配布を行わない。

4 提案競技説明会の開催

(1) 開催日時

令和8年4月24日(金) 午前9時30分から

(2) 開催場所

現 地：元用賀県職員宿舎(住居表示：東京都世田谷区用賀1丁目9番7号)及び用賀大東京ビル地下1階会議室(東京都世田谷区用賀2丁目27番1号)

(3) 参加人数

1団体2名以内

(4) 申込方法

説明会参加申込書(別紙様式)を令和8年4月21日(火)午後5時までに電子メールで送付すること。

(5) 申込先

島根県総務部管財課財産活用推進室未利用財産活用スタッフ

電子メール：kanzai@pref.shimane.lg.jp

(6)その他

説明会への出席は任意であり、義務ではない。

次のものを必ず持参すること。

- ・島根県総務部管財課ホームページに掲載した当該提案競技に関する資料
- ・社員証等身分を確認できるもの及び名刺

なお、開催当日の悪天候(大雨、台風接近等)及び感染症の感染拡大状況等により、説明会を延期することがある。

5 提案競技参加に関する手続き

(1)提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げるすべての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- | | |
|--|-------|
| ア 誓約書 | ・・・1部 |
| イ 提案競技参加資格確認申請書 | ・・・1部 |
| ウ 法務局が発行する現在事項全部証明書 | ・・・1部 |
| エ 業態調書 | ・・・1部 |
| オ 役員等名簿 | ・・・1部 |
| カ 納税地を所管する税務署長が発行する「未納の消費税額及び地方消費税額がない旨の証明書(その3)」 | ・・・1部 |
| キ 宅地建物取引業法第3条第1項の免許証の写し | ・・・1部 |
| ク 宅地建物取引業法の規定に基づく主たる事務所及び従たる事務所の所在地一覧 | ・・・1部 |
| ケ 過去10年以内に、一売買契約につき6億円以上の土地、建物の売却に係る媒介又は代理等を成約した実績(ただし、公的団体※が所有する土地又は建物に限る。)が5件以上あることを証する書類(請負実績事例一覧表) | ・・・1部 |
| ※公的団体:国、地方公共団体及び法人税法別表第一、第二に規定される公共法人、公益法人 | |
| コ 担当者届 | ・・・1部 |
| サ 提案書 | ・・・9部 |
| シ 見積書 | ・・・1部 |
| ス 提案書の電子データ | ・・・2部 |

(PDF形式及びオリジナルデータ CD又はDVDディスク)

(2)提出方法

後述する提出先に「一般書留」、「簡易書留」又は「レターパック」等の送達記録が残る方法で郵送又は持参すること。

(3)提出期限

ア 5(1)のアからコまでの書類については、令和8年5月14日(木)午後5時まで

イ 5(1)のサからスまでの書類については、令和8年6月1日(月)午後5時まで

(4)提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県総務部管財課財産活用推進室未利用財産活用スタッフ
電子メール kanzai@pref.shimane.lg.jp
電話 0852-22-5048

6 提案競技に係る質問書

- (1) 質問は、令和8年4月30日(木)午後5時までに質問票(様式第8号)を電子メールにより提出すること(必ず電話で受信の確認を行うこと)。
- (2) 提出先 島根県総務部管財課財産活用推進室未利用財産活用スタッフ
電子メール kanzai@pref.shimane.lg.jp
電話 0852-22-5048
- (3) 質問及び回答は、令和8年5月8日(金)までに、島根県総務部管財課のホームページに掲載する。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、令和8年5月22日(金)までに、県から発送する書面にて通知する。

8 選定方法

- (1) 元用賀県職員宿舍売却支援業務提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)において厳正な審査を行い、事業予定者を選定する。
- (2) 評価については、以下の点を重点的に審査する。
 - ア 提案内容の妥当性・実現可能性
 - イ 業務実施体制
 - ウ 提案者信頼性・コンプライアンス
 - エ 媒介報酬額
- (3) 評価は、次の算出式による「評価値」の大小をもって行い、「評価値」の大きい方が順位は上位とする。
 - ① \div ② = 「評価値」
 - ① あらかじめ設定した評価基準に基づき評価した、8(2)アからウの各評価項目の評価点
 - ② 提案競技参加者が見積書に記載した売却成約予想価格に同見積書に記載した報酬額を算出するための料率を乗じた金額に6万円を加えた金額
- (4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について審査委員会による書面審査とプレゼンテーション等を実施し、最も優れた提案を選定する。
- (5) プレゼンテーション等の日程及び会場については、令和8年6月9日(火)に都道府県会館(東京都千代田平河町2丁目6番3号)を予定しているが、実施日時等については該当者に別途通知する。
- (6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (7) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。
- (8) 次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ア 参加する資格のない者が提案したとき。
- イ 所定の日時及び場所に書類を提出等しないとき。
- ウ 事実に反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- エ 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- オ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- カ あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者(以下「契約予定者」という)と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。なお、契約予定者が契約辞退した場合は、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 委託報酬

委託報酬は、以下の算出式により算出した額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする(1円未満は切捨てとする)。

(算出式)

$$\text{成立した売買契約額} \times \alpha + 60,000 \text{円} = \text{算出額}$$

α : 当該業務提案競技で受託者が提示した見積書の料率

ただし、成約に至らなかった場合は、委託者と受託者が協議し、報酬額を決定する。

(3) 支払方法

業務完了後、一括して支払うものとする。

(4) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

10 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問い合わせ、書類の追加及び修正には原則として応じない。
- (2) 提案競技並びに契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。

11 提案競技に関する問合せ先

島根県総務部管財課財産活用推進室未利用財産活用スタッフ

電子メール kanzai@pref.shimane.lg.jp

電話 0852-22-5048